

Title	『慶應義塾大学DMC紀要』投稿規定
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター
Publication year	2016
Jtitle	慶應義塾大学DMC紀要 (DMC Review Keio University). Vol.3, No.1 (2016. 3) ,p.76- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO32002001-00000003-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

12. 本規約の改廃は、運営委員会において行う。
(附則)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

1. 『慶應義塾大学 DMC 紀要』(以下、紀要)の投稿資格は次の通りとする。

- ① 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター(以下、DMC 研究センター)研究員、専門員、プロジェクトメンバーとし、現職者のほか、離籍者を含む。共著者の資格は問わない。
- ② 慶應義塾大学の現職教員。共著者の資格は問わない。
- ③ 修士の学位を有する者もしくはこれと同等以上の研究者。共著者も同等以上とする。
- ④ その他、慶應義塾大学 DMC 紀要編集委員会(以下、委員会)が認めたもの

2. 投稿原稿の内容

- ① 広く、デジタルメディア・コンテンツに関わるものであること
- ② 原則として、日本語もしくは英語とし、それ以外の言語の場合は、委員会にはかるものとする
- ③ 原則として未発表のものであること

3. 投稿原稿の種類

- ① 原著論文
- ② 総説
- ③ 研究ノート
- ④ 資料
- ⑤ その他(作品およびその解説、翻訳、研究動向、実験報告、展示報告、雑録等々)。著者がジャンル名称を指定できる。

4. 原稿の掲載

- ① 投稿原稿は、委員会規約に基づき、差読者による査読を経て、委員会において採否を決定する。委員会は、掲載予定の原稿全てにおいて、投稿者に修正を要求することができる。
- ② 掲載は、原則として DMC 研究センターが管理する Web サイトにおいて『DMC 紀要』として行う。ただし、作品などについては、委員会の認めた外部のサイトにおき、DMC 研究センターが管理する Web サイトからのリンクを行うことがある。

5. 投稿

- ① 投稿は随時受け付ける。作品を除き、原則として PDF ファイルとする。

② 記載の仕方は、各学問分野における慣習に従うものとするが、表紙に関しては委員会の定める表紙形式（別紙）に従うこと。

③ 委員会への問い合わせならび投稿先は次のメールアドレスとする。データ量などからメールによる投稿が不適当と思われる場合は、事前に相談すること。
なお、投稿された原稿、メディアは掲載の採否に係らず返却しない。

review-dmc@adst.keio.ac.jp

6. 著作権

① 委員会に投稿し、『紀要』に掲載された著作物（以下、本著作物）の著作権は、原則として著作者に属する。ただし、慶應義塾著作権取扱規則に基づき、義塾が著作者となる場合ならびに義塾に著作権が帰属する著作物を除く。

② 著作者は、委員会が、本著作物について、DMC 研究センターならびに慶應義塾内の Web サイトまたは論文データベース等における掲載、および DMC 研究センターの活動として刊行・上映・展示・複製等を行うことがあることを了承すること。

③ 著作者は、本著作物を他雑誌あるいは単行本などに転載するときは、委員会へ報告すること。なお、転載にあたっては原則的に『紀要』掲載論文等である旨を明記すること。

④ 著作者は、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

7. 原則として本著作物に対する原稿料、利用対価の支払いは行わない。ただし、DMC 研究センターの刊行物等により利益が発生する場合は、著作者と委員会とで別途協議するものとする。

8. 掲載料の徴収は行わない。

9. この規定の改廃は、委員会が行う。

（附則）

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

名簿

研究員・職員

2016 年 3 月 31 日現在

所長 松田隆美 慶應義塾大学文学部 教授
(Ph.D.)

副所長 大川恵子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授 (Ph.D.)

重野 寛 慶應義塾大学理工学部 教授
(Ph.D.)

研究員 斎藤英雄 慶應義塾大学理工学部 教授
(Ph.D.)

安藤広道 慶應義塾大学文学部 教授

小菅隼人 慶應義塾大学理工学部 教授

杉浦一徳 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 准教授 (Ph.D.)

金子晋丈 慶應義塾大学理工学部専任講師
(Ph.D.)

池田真弓 慶應義塾大学理工学部専任講師
(Ph.D.)

石川尋代 慶應義塾大学 DMC 研究センター
特任講師 (Ph.D.)

専門員 岡田豊史

新部貴弘

鶴岡 修

事務長 村上篤太郎

職員 鈴木秀樹

山形美弥子（～ 8 月）

山本真紀（9 月～）